

シニアネット福岡(SNF)の概要

この概要は、シニアネット福岡の定款をもとに会の目的、活動、事業、会員、役員、会の運営などのほか会員として必要な入会手続きや会費の納入などを細かく説明しております

<名称>

本会は、シニアネット福岡、
略称を SNF(Senior Net Fukuoka)と称します。

<事務所>

本会の事務所は、福岡県福岡市中央区大名2-9-29 第2プリンスビル 201
・電話:092-732-3115 ・ファックス番号:092-753-6465

<目的>

本会は、インターネットによる会員の生きがいづくり・仲間づくりを通して、
シニアの豊かな生活、健全なまちづくり、健全な子どもたちの育成、
国内他の都市との交流、国際交流を推進し、
住みやすい社会環境づくりに寄与することを目的とします。

<活動>

本会は、次の活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報社会の発展を図る活動

<事業>

本会は、次の事業を行います。

- (1) シニアのためのパソコン教室及び相談室の開催
- (2) パソコン指導のシニア・インストラクターの養成
- (3) パソコンを通じて子どもたちとの交流
- (4) 自治体及び各種団体、施設からの要請に基づく市民対象のパソコン教室の開催
- (5) シニアが核となって行うサークル活動及びイベントの企画、運営、支援
- (6) 全国及び世界のシニアのネットとの交流、連絡、協調
- (7) 本会の事業に必要な機関誌、ホームページ、メンバー間の情報交換を

行うためのメーリングリストなどの発行、開設、運営及び交流会の開催

(8) 過疎化した地域(町村)と都市との交流の推進

(9) その他

- ・ 各種学習教室
- ・ 物品の販売
- ・ PC関連商品紹介
- ・ シニアの生活活性化に関連した仲介
- ・ ソーホー(SOHO)コンサルティング

<会員>

本会は、正会員と賛助会員をもって構成しています。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会し、上記<事業>を行う個人

(2) 賛助会員 本会の事業を援助するために入会した個人及び団体

<入会手続き及び年会費>

本会の会員になろうとする者は、別に定めた入会届を理事長に提出し、会費を払い込むことによって会員となることができます。

- ・ 入会届は、原則としてシニアネット福岡(SNF)のホームページより入会届を提出すものとします。
- ・ 入会届がありましたら、原則として5日以内に受付を行い、申込者宛に、入会手続きの案内をメールしますので、案内に従って手続きをお願いします。
- ・ 正会員の会費は、年間3,000円とし、中途入会者の場合は、1年を3期に分けて

4月～7月は 3,000円、8月～11月は 2,000円、

12月～3月は 1,000円とします。

次年度からの会費は、3月に案内します。

指定期日までに1年分の納入を御願いたします。

- ・ 会費の納入は、原則として、シニアネット福岡の指定口座宛に振込み、手数料は本人負担でお願いします、また一旦納入された会費の返還は、理由の如何を問わず致しません。尚、事務所に出席しての払い込みも可能です。
- ・ 賛助会員の会費は、一口5,000円にて、2口以上とします。

<退会>

本会の退会は、別に定めた退会届を提出することにより任意に退会することが出来ます。

- ・ 退会届は、原則としてシニアネット福岡(SNF)のホームページより又は事務局へのメールにて退会届を提出するものとします。
- ・ 次の場合は、退会したものと見なします。
 - イ) 本人死亡、又は会員である団体が消滅したとき
 - ロ) 会費を指定期日までに納入しなかったとき

<除名>

会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、除名することがあります。

この場合、議決の前に弁明の機会が与えられます。

- ・ 法令及び会則に違反し、又は公序良俗に著しく反する行為をしたとき
- ・ この会の名誉を毀損し、又この会の目的に反する行為をしたとき

<役員>

本会に、次の役員を置きます。

(1) 種類及び定数

- ・ 理事 3人以上 理事の互選により、理事長1名、副理事長2名を選びます。
- ・ 監事 1名以上

(2) 選任方法

- ・ 通常総会において選出します。

(3) 任期

- ・ 役員の任期は、2年とします。ただし再任できるものとします。

<会議>

会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とします。

(1) 総会は、正会員をもって構成します。

(2) 理事会は、理事を持って構成します。

監事は、理事会に出席し、意見を述べることができます。

(3) 総会は、以下の事項について議決します。

- ・ 定款の変更
- ・ 解散
- ・ 合併
- ・ 事業報告及び収支決算
- ・ 理事及び監事の選任又は解任
- ・ その他この法人の運営に関する重要事項

(4) 理事会は、以下の事項を議決します。

- ・ 総会に討議すべき事項
- ・ 総会の議決した事項の執行に関する事項

- ・ 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - ・ 会費の額
 - ・ 事務局の組織及び運営
 - ・ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 会議の開催
- ・ 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催します。
 - ・ 臨時総会は、
 - イ) 理事会が必要と認め招集の請求をした場合
 - ロ) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合
 - ハ) 監事から請求があった場合開催します。
 - ・ 理事会は、理事長が必要と認めた場合及び3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合開催します。
- (6) 会議の招集
- ・ 臨時総会の上記ロ)ハ)の場合を除き、理事長が招集します。
 - ・ 総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を示した電子メールをもって、開催の1週間前までに通知します。
 - ・ 理事会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を示した電子メールをもって、開催の1週間前までに通知します。但し、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではありません。
- (7) 会議の議長
- ・ 総会及び理事会の議長は、理事長がこれにあたります。
- (8) 定足及び議決数
- ・ 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開催できません。
 - ・ 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できません。
 - ・ 総会、理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。
- (9) 書面表決
- ・ 総会に出席しない者は、あらかじめ通知された議事について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができます。
 - ・ 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された議事について、電子メールをもって表決権を行使することができます。
- (10) 議事録
- 総会及び理事会の議事については、議事録を作成しなければなりません。
- <事業年度>

事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までです。

<その他>

このシニアネット福岡(SNF)の概要は、定款改定などにより必要な場合は、理事会に諮り変更します。

変更内容は、その都度MLでお知らせします。

以上